特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月10日
国土交通省観光庁

国土交通省では、令和７年 12 月 17 日（水）～令和８年１月 16 日（金）まで、特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、430 者からの御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和７年 12 月 17 日（水）～令和８年１月 16 日（金）
② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
③ 意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見者数　430 者

３．お問い合わせ先

観光庁国際観光部参事官室　意見募集担当

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

令和７年 12 月 17 日～令和８年１月 16 日実施分で提出のあった意見をまとめたもの（合計 430 者）

※類似のご意見や１件に複数の内容が含まれるご意見を整理した上で下表に掲載しております。

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

ご意見の概要			ご意見に対する国土交通省の考え方
申請期間の設定に関係のあるもの			
賛成意見			
	1	大阪ＩＲとの相乗効果の最大化、および各区域間の競争によるサービス品質の向上が期待できる点からも、可及的速やかに残りの２エリアの選定も進めていただくようにお願いしたい。	ＩＲ整備の推進にご理解いただきありがとうございます。
	2	国際観光の起爆剤であるＩＲの２、３か所目の整備を促進する観点から、今回の政令制定を歓迎する。複数の申請が行われることを期待する。	
	3	政府が統合型リゾート（ＩＲ）を日本の将来の観光立国の柱として確立するとの方針を強く支持。	
内容の修正を求めるもの			
	4	残り２枠に関心を持つ都道府県、政令指定都市等では様々な準備が伴うことから、現状の期間では自治体にとって非常にタイトなスケジュールだと思われる。自治体側の現実的なスケジュール案を踏まえた申請期間設定の再考をお願いしたい。	ＩＲの整備は自治体の発意を前提としていることから、これまで観光庁において定期的な調査や随時のヒアリング等を実施してきた結果、一部自治体から区域整備計画の申請意向や検討している申請時期が示されたことから、各自治体が申請までに要する期間を考慮し、今般の申請期間が妥当と判断しました。 今後とも、都道府県等の検討状況を踏まえつつ、ＩＲ整備法に基づき、必要な対応を進めてまいります。

		5	提示の申請時期については性急であることは否めず、自治体、事業者の申請に向けた動きが見えてきた段階で、判断した方が良いと考える。	
		6	質の高いＩＲの事業計画を策定するためには、高度な市場分析やコンソーシアムの形成およびパートナーシップ協議、リゾート設計、地域社会との対話といったプロセスに相応の時間を要するため、現在想定されている申請期間（2027 年 11 月まで）では、十分な準備を行うには時間が短いと考える。	
		7	各自治体が住民との合意形成、事業者との信頼関係を築きながら手続きを進めるためには、締め切りまでの期間をより長く確保すべきであり、スケジュールの再考をお願いしたい。	
		8	大阪ＩＲの開業後の様子を検証したのち申請期間を設定すればよい。	
		9	申請期間が中途半端な時期に設定しているのは祝日との兼ね合いか。	行政機関の開庁日の関係上、申請は平日のみにしか受け付けることができないことを踏まえ、申請期間の始期及び終期は平日に設定することとしております。
		10	北海道では、ＩＲについて、道の総合計画において、「北海道らしいＩＲコンセプトの構築など必要な取組の推進」と位置付けており、ＩＲを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、大都市圏とは異なる立地環境などを論点として、令和元年度に策定した「ＩＲに関する基本的な考え方」を改訂することとし、今後の国の動きなどを注視しながら	ＩＲの整備は自治体の発意を前提としていることから、これまで観光庁において定期的な調査や随時のヒアリング等を実施してきた結果、一部自治体から区域整備計画の申請意向や検討している申請時期が示されたことから、各自治体が申請までに要する期間を考慮し、今般の申請期間が妥当と判断しました。 今後とも、都道府県等の検討状況を踏まえつつ、ＩＲ整備法に基づき、必要な対応を進めてまいります。

			ら、北海道らしいＩＲの検討を進めているところ。 ＩＲについては、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待される一方、ギャンブル等依存症、環境への配慮などの課題があり、慎重な検討が重要であり、各段階において、立地市町村の住民をはじめ都道府県民への説明や議会議論など丁寧な対応が必要となる。 ＩＲ区域整備計画の申請を受け付ける期間については、こうした検討を進める自治体の実情を踏まえた十分な申請期間の設定について検討いただきたい。	
		11	苫小牧市では、2018 年６月に国際リゾート構想を策定し、これまでＩＲ誘致に向けた取組を継続して進めてきたところである。 ＩＲを取り巻く情勢については、様々な時代背景や社会環境が大きく変化してきていることから、各段階において、市民への説明や議会議論、申請権者である北海道との協議など、北海道らしいＩＲの構築に向けて、今後も丁寧な対応が必要となる。 したがって、ＩＲ区域整備計画の申請を受け付ける期間については、こうした検討を進める地方自治体の実情を踏まえた十分な申請期間の設定について検討いただきたい。	

	その他のご意見			
		12	政令の改正の理由が不明確である。	ＩＲの整備は自治体の発意を前提としていることから、これまで観光庁において定期的な調査や随時のヒアリング等を実施してきた結果、一部自治体から区域整備計画の申請意向や検討している申請時期が示されたことから、各自治体が申請までに要する期間を考慮し、今般の申請期間が妥当と判断しました。
それ以外のご意見				
	申請期間に反対するもの/追加の募集に反対のもの/カジノ一般に反対するもの			
		13	以下の理由により、申請期間の訂正そのもの、追加の募集、及びカジノを作ることを反対する。 ・ギャンブル等依存症対策が不十分であり、被害が増加するため ・認定数上限３だが、大阪の１つのみでよく、３も必要ないため ・大阪ＩＲの効果検証が一定期間必要であるため ・多重債務の増加や治安の悪化、オンラインカジノ蔓延の懸念があるため ・経済効果は見込めず、地域振興への寄与がない一方で、様々な弊害対策へのコストがかかるため ・国民の理解を得られておらず、大阪での反対意見が多く、住民訴訟が係争中のため ・大阪ＩＲの事業者の適格性を巡る疑義が解消されていないため ・区切りをつけて不要は不要と見定めことが肝要であり、申請がくるまで延長するようで、手	ＩＲの整備は自治体の発意を前提としていることから、これまで観光庁において定期的な調査や随時のヒアリング等を実施してきた結果、一部自治体から区域整備計画の申請意向や検討している申請時期が示されたことから、各自治体が申請までに要する期間を考慮し、今般の申請期間が妥当と判断しました。 今後とも、都道府県等の検討状況を踏まえつつ、ＩＲ整備法に基づき、必要な対応を進めてまいります。 ＩＲ整備法では、依存防止対策について、 ・入場回数制限（７日間で３回、28 日間で 10 回） ・入場料の徴収（24 時間当たり 6,000 円） ・本人・家族の申出による利用制限 を始め、重層的かつ多段階的な対策が定められております。 このほか、カジノ事業者は、マネー・ローンダリング防止のための措置や、犯罪防止や治安維持のための措置といった、有害な影響の排除を適切に行うための措置を講じなければならないこととされています。 ＩＲを整備することにより、長期滞在の促進、消費単価の拡大等に資するなど観光振興の側面に加え、雇用の創出、周辺地域への来訪の誘発など、地域の活性化につながる効果が期待されると考えております。

			段が目的になっているため ・日本は既にオーバーツーリズムの状態のため ・カジノが高賃金で人材を吸収することで、社会インフラ分野の人手不足を招くため ・博打の損失を収入源とする産業を国が推進することは、日本の伝統的な価値観に反するため ・現状の日本では、防災・復興を最優先とするべきであるため	ＩＲは、引き続き、我が国が観光立国を推進する上で取り組むべき重要な施策であると考えており、ギャンブル等依存症対策などの弊害防止対策に万全を期した上で取り組んでまいります。
	その他のご意見			
		14	北海道にＩＲ（統合型リゾート）を実現するためにも「北海道らしいＩＲの実現に向けた支援」をお願いしたい。	ＩＲの整備は、ＩＲ整備法上、自治体の発意に基づき行われるものであり、自治体において、地域の特性等に応じて検討いただくべきものと考えております。 また、ＩＲは民設民営の事業であり、ＩＲの整備に当たっては地域の創意工夫と民間の活力を生かしていただくことが不可欠です。
		15	現在、大阪でギャンブル等依存症に関しての医療の強化は全くされていない。医療機関をただ増やすことだけにとどまらず、ギャンブル等依存症を診るうえで、医師にも正しい知識を身に付けていただき、一定の基準を設けてほしい。	ご意見をいただきありがとうございます。他の省庁が所管しているものについては、当該省庁にお伝えさせていただきます。
		16	環境の変化に合わせて施設要件や納付金等について、再検討するべき。	
		17	現行のＩＲ制度の枠組みではライセンス期間や更新手続き、税制、ゲーミングフロア面積の制約等、必要な投資を困難にする要素が多く含まれている。これらの課題について業界関係者との協議をする場を要望する。	

		18	国際的な慣行との整合性を高めるためにも、一定の事業条件について微調整を検討する必要があると考える。カジノ行為の用に供される部分の制限の引き上げ若しくは床面積の算出方法の見直しや、入場回数制限について、事業者との検討・協議がなされることを要望する。	
		19	ＩＲ整備法の制定から７年が経過し、コロナ禍等を経て、日本のＩＲが国際的な競争力及び世界最高水準の運営を実現するためには、下記のような法的枠組みの柔軟な調整が不可欠である。 ・【ＩＲ整備法第 73 条第８項、第 10 項、カジノ管理委員会規則第 56 条第３項、第５項】キャッシュレス決済の浸透 ・【ＩＲ整備法第 70 条】顧客のモバイル端末を用いた入退場時の本人確認 ・【ＩＲ整備法第 192 条及び第 193 条】国庫納付金及び認定都道府県等納付金の料率といった事業条件の修正の検討 ・ＩＲ事業の枠組み内におけるインターネットカジノゲーム（iGaming）及びオンラインスポーツベッティングの法制化に関して、正式な検討を開始すること。新たな区域整備計画の認定申請期間を設定するにあたり、認定された実店舗型ＩＲの設置運営事業者に対し、適切な規制及び依存対策の下でオンラインゲーミングを許容する枠組みの検討を提案する。	

		20	ＩＲ整備法及びカジノ管理委員会規則はいくつかの点において、国際的な基準から乖離しており、実務運営上機能しない状況が懸念される。日本のＩＲ事業が国際競争力を確保していくためにも、認可主要株主等の役員変更の承認、契約に係る規制、入場禁止対象者によるカジノ施設利用防止措置、チップの譲渡等防止措置、カジノ行為関連景品類に関する規制、ＩＲに係る課税制度について、事業条件・規制環境を国際基準に沿うよう修正される必要がある。	
		21	認定区域整備計画の変更手続きについて、認定都道府県、国土交通省双方の行政手続きを踏む必要があり、極めて重い事務負担が生じている。事業運営は社会情勢や事業完了に応じて機敏な調整をする必要があるため、民間事業者の創意工夫を活かした柔軟な事業運営を可能にするためにも変更手続きの廃止もしくは年度末事業実施報告への統合など簡素化すべき。	
		22	ＩＲ事業の投資回収期間は長期化している点を考慮いただきたい。この観点からＩＲ整備法第10 条に基づく当初認定期間（10年）の延長あるいは自動更新に近い仕組みを要望する。	
		23	今後の区域整備計画の認定については、現状認定されている大阪の不利益とならないよう、大阪と同等の条件下で実施されることが不可欠。また、現在の厳しい経済状況を踏まえた規制条	

			件の緩和を行う場合は、その緩和措置を既存の認定区域整備計画にも遡及して適用し、平等な競争環境を確保される必要がある。	
		24	ＩＲ整備法第73条第８項ならびに第10項に定められているカジノ事業者が顧客にチップを交付等するときの支払手段について、小切手に代わる手段として、顧客がチップを受領時に支払う場合には、本人が上限金額等を定めるなどの措置を講じたうえで、又は、当該チップと引換えに価額を受取る際には当該顧客のみが換金可能な手段を講じることを前提として、チップに関わる決済が行えるよう、電子的決済サービス等の導入を認めることを要望。	
		25	健全なカジノ運営のために入場制限等を適切に実施するに際し、適切な本人識別を行う必要があることから、カジノ事業者としてはマイナンバーの収集、保存が必要と考えており、カジノ事業者においては本人識別に用いたマイナンバーを保存できるようにしていただくよう要望する。	
		26	カジノ管理委員会による契約や再委託契約の事前認可については、その数が膨大となることに加え、相手方が十分な社会的信用を有することの審査情報取得のための事務負担も大きいことから、実務上、業務が煩雑かつ実践が極めて困難となる可能性が高い。諸外国での運用に倣い、	

			認可を速やかに得られることを前提とする標準契約書式の設定、締結済みの契約の更新は事前認可の対象から除外すること、再委託に係る対象関係会社を限定すること等によって、事前認可を必要とする契約の種類・数を減らすなど運営面および実行性を考慮した枠組とする必要がある。	
		27	昨今の建築費や人件費の高騰に伴う施設建設費や運営費用の増加という厳しい環境下における大規模投資の実現にあたっては、当該面積の算出方法の見直や、ノンゲーミングエリアを当該面積から除外する等、事業性に配慮した制度設計とすることを検討いただきたい。	
		28	ＩＲ整備法第 11 条第２項においては、認定区域整備計画の軽微な変更については、届出により足りる旨が規定されている。軽微な変更に該当するか否かの判断基準が必ずしも明確ではないことから、手続きを明確化してほしい。	
		29	ＩＲ整備法第 61 条第１項において、認可主要株主等の役員の変更に際し、カジノ管理委員会の事前の承認を受けなければならないと定められている。必要期間の明示が無い中で、役員変更が事前承認制になると、事業運営に支障をきたすことが想定されるため、柔軟な運用を検討いただきたい。	

		30	日本ではオンラインカジノは違法だが、カジノＩＲは国が管理・監督するとカジノ管理委員会事務局のＨＰにあったので、合法になるのか。その場合、オンラインカジノも合法になるのか。	
		31	カジノ区域内を取材した映像を含む当該内容にかかる番組の告知・周知を目的として、駅や商業施設、街の大型モニターなどで放映する、いわゆる「番組宣伝」についても、同様に広告には該当しないとの認識で良いか。 また、カジノ施設の取材を受け、そのメディア媒体を通じて発信した場合、カジノ施設内の取材を受け記事化した場合においても広告規制に接触しない認識で良いか確認したい。 さらに、取材対応が広告に該当しないと判断されるための判断基準（例：事業者による制作関与の有無、費用負担の有無、表現内容・誘引性の程度等）について、可能な範囲で具体的な考え方をご教示いただきたい。	
		32	ＩＲ整備法第 106 条第２項において、「何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、一定の方法により広告をしてはならない」と規定しているが、テレビ局等の報道機関が、自主的な編集判断に基づき、ニュース番組、情報番組、ドキュメンタリー等においてカジノ施設やその運営状況を取材・報道する行為は、一般に「広告」には該当しない	

			ものと理解して差し支えないかと考えているが、この理解に基づけば、カジノ事業者が、報道目的による取材依頼に応じ、施設内の撮影や説明対応を行うこと自体は、同条に抵触しないと整理して差し支えないか、ご見解をいただきたい。	
		33	ＩＲ整備法 106 条第２項のカジノ広告規制に関し、カジノ事業者が運営する企業 Web サイトにおいて、カジノ施設に関する情報を掲載する場合、その内容が「広告」に該当するか否かの判断が実務上不明確である。 同項がいう「広告」に該当するか否かについては、誘引性の有無や表現内容により判断されるものと理解しており、その具体的な判断基準は条文上必ずしも明示されておらず、実務上の判断に当たり一定の不確実性が残るものと考えているが、この理解に誤りはないか。 具体的に以下のような情報について、どの範囲までが許容され、どの範囲から広告に該当する可能性が高いのかご教示いただきたい。 1.カジノ施設の概要、位置付け（ＩＲ全体の構成要素としての説明） 2.提供されるゲームの種類の一般的な説明 3.各ゲームの具体的な内容、遊び方、ルール、演出、写真・動画等の掲載	

		34	ＩＲ整備法第 179 条に定められる「入場料納付金」について、カジノ事業者が入場者より入場時に入場料を徴収し、これを国に納付する制度であると認識しているが、当該徴収・納付に要する事務費用等の実費が事業者に発生した場合には、国に代わって当該事務を行う事業者に係るこれら費用を、利用者が負担するとの理解でよいか。	
		35	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条において個人番号カード（マイナンバーカード）の交付は申請に基づくものであり、その取得は任意と解されているが、ＩＲ整備法第 70 条第１項にあるとおり、国内非居住者を除く者のカジノ行為区画への入場に際しては、個人番号カードの提示が必須とされているが、スマートフォン等の電子機器での個人番号カードの提示も可能との理解に相違ないか。	
		36	ＩＲ整備法第 70 条第１項第１号においてカジノ事業者が記録、保存する本人特定事項から顔写真が除外されているが、入場制限者の識別等において顔写真が必要になることも考えられる。第 70 条第１項第１号の規定は最低限保存しないといけない事項を列記したものであり、旅券等の公的証明書掲載の顔写真の保存を制限するものではないという理解でよいか。	